

下記のとおり、制限付一般競争入札を行うので、公立大学法人静岡文化芸術大学契約事務取扱規程第5条の規定に基づき公告する。

令和6年12月18日

公立大学法人静岡文化芸術大学
理事長 横山 俊夫

記

1 入札執行者

公立大学法人静岡文化芸術大学 理事長 横山俊夫

2 担当部署

〒430-8533 静岡県浜松市中央区中央二丁目1番1号
公立大学法人静岡文化芸術大学 総務部財務室施設係
電話番号：053-457-6115

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

委第001号

(2) 件名

自動販売機設置・運営業務委託（A群）

(3) 業務場所

静岡県浜松市中央区中央二丁目1番1号 静岡文化芸術大学

(4) 業務概要

静岡文化芸術大学（所在地：静岡県浜松市中央区中央二丁目1番1号）構内における
自動販売機の設置及び運営

(5) 業務期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 公立大学法人静岡文化芸術大学契約事務取扱規程第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請書等の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県から入札参加停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の

決定を受けている者を除く。)でないこと。

(4) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員等に対して、資金等提供又は便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(5) 静岡県における物品購入等及び一般業務委託に係る競争入札参加資格を有している者において営業種目「62 食料品」を登録している者であること。

(6) 静岡県浜松市内に本店、支店、営業所又は事業所を有する者であること。

(7) 静岡県内において、過去5ヵ年の間に、静岡県、国又は他の地方公共団体等の庁舎又は学校施設等に、種類及び規模を同等以上とする自動販売機を設置した実績があること（飲料メーカーについて販売部門が別会社となっている場合は、当該別会社による実績があること）。

(8) 静岡県内において、過去5ヵ年の間に、静岡県、国又は他の地方公共団体等の庁舎又は学校施設等における飲料用自動販売機の設置に係る入札若しくは見積合わせに参加した結果、設置者として決定した場合において、当該契約の締結又は履行を妨げ、若しくは正当な理由なく当該契約を履行しなかったことがないこと。

5 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

公告日から令和7年1月16日（木）まで

ただし、受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時までとする。

(2) 配布場所

上記2に同じ

(3) 配布方法

無料で直接配布する。

6 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出

本入札に参加を希望する者は、次により、入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料を直接持参することにより提出すること。郵送及び電送による申請は認めない。

(1) 提出期間

公告の日から令和7年1月16日（木）まで

ただし、受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時までとする。

(2) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書

イ 競争入札参加資格審査結果通知書の写し

ウ 営業所等の所在地を証明する資料

エ 履行実績証明書

オ エの実績が確認できる書類（契約書の写し等）

カ 返信先を明記した長形3号封筒（簡易書留郵便料金を含む切手 460 円分貼付のこと）

(3) 提出場所

上記2に同じ

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和7年1月31日（金）午後2時00分

(2) 入札執行場所

静岡県浜松市中央区中央二丁目1番1号

静岡文化芸術大学 北棟4階 409 グループ演習室

なお、郵送及び電送による入札は認めない。

(3) 入札保証金及び契約保証金

免除

(4) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

ア 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札

イ 入札参加資格確認申請書又は入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札

- ウ 入札説明書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
- エ その他、現行諸規程により、入札時点において入札参加資格のない者とされている者が行った入札

(5) 落札者の決定方法

入札価格は、設置納付金の年額（税抜価格）とし、法人が定める予定価格以上で、最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 再度入札

予定価格の制限に達した価格のないときは、直ちに再度の入札を行う。入札執行回数は2回を限度とする。

(7) 契約書作成の要否

要

8 その他

- (1) この入札及びその他一切に関して使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 照会窓口は、上記2とする。
- (3) 現場説明会は実施しない。
- (4) 詳細は入札説明書による。
- (5) 契約手続きにおいては、公立大学法人静岡文化芸術大学契約事務取扱規程を適用する。

以上

公立大学法人静岡文化芸術大学 自動販売機設置・運営業務委託（A群）仕様書

1 件名

自動販売機設置・運営業務委託（A群）

2 契約期間

令和 7(2025)年 4 月 1 日～令和 12(2030)年 3 月 31 日

3 自動販売機設置場所・台数

静岡県浜松市中央区中央二丁目 1 番 1 号 静岡文化芸術大学内

No.	設置場所	台数	備考
A1	南棟 1 階 自由創造工房西	1 台	
A2	東棟 1 階 作品倉庫東	1 台	
A3	北棟 1 階 学生ホール	1 台	災害救援機能付きであること。

詳細は別紙『自動販売機配置図』を参照。

4 経費負担に関する条件

業務実施にあたっての必要経費は、下記を含め、すべて設置者の負担とする。ただし、自動販売機に係る電気代については、本学の負担とする。

- ① 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用
- ② 自動販売機の維持管理に要する一切の費用

5 自動販売機本体の仕様

- (1) 本体のサイズは、高さ 2.0m／奥行 1.0m／幅 1.5m程度であること。
- (2) L E D照明・ヒートポンプ機能等の省エネ性能を有する機種とし、1 台あたりの年間消費電力が 1,000 k W ・ h 以下であること。
- (3) ユニバーサルデザインを取り入れた機種であること。
- (4) 「北棟 1 階 学生ホール」に設置する自動販売機は災害救援機能付きとし、停電時においても機内の商品が無償提供できる機能を持った機種とすること。
- (5) 利便性向上のため、できる限り、新紙幣及び硬貨に対応している機種の導入に努めること。

6 販売品目・価格

- (1) 缶・ビン・ペットボトル等の密閉式の容器入りの清涼飲料水とし、利用者の嗜好に幅広く対応できる品揃えとすること。
- (2) 酒類の販売は禁止する。

- (3) 販売価格は標準小売価格を上回らない価格とし、自動販売機の設置者（以下「設置者」という。）において決定するものとする。ただし、販売価格の条件があるものについては、条件を満たす価格とする。

7 設置条件

- (1) 自動販売機の設置にあたっては、事前に設置日等について本学と協議すること。
- (2) 使用済容器の回収ボックスは、販売する飲料の容器の種類に応じたものを各設置場所に1台以上設置し、設置者の責任で適切に回収（週1回以上）し、リサイクルすること。
- (3) 自動販売機及び使用済容器の回収ボックスは、必要に応じて転倒防止対策を行うこと。
- (4) 設置する自動販売機及び販売品の搬入並びに空き容器等の搬出については、本学が指定する時間帯や経路に従うこと。
- (5) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。
- (6) 毎月の販売実績（本数・金額）を記録・集計し、各年度の販売実績を翌年度4月末までに本学に報告すること。なお、報告された販売実績は次回入札時の参考資料として公表することがある。

8 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理等の自動販売機の維持管理については、設置者が責任を持つて行うこと。
- (2) 商品の賞味期限等に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (3) 自動販売機周辺は清潔に保ち、構内の美観、衛生環境を損なわないこと。特に、廃棄された空き容器が回収ボックスからはみ出さないよう定期的な回収を行うこと。
- (4) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
- (5) 盗難等により商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、設置者の負担により速やかに復旧すること。なお、設置者の損害について、本学の責めに帰することが明らかな場合を除き、本学はその責めを負わないものとする。

9 原状回復等

設置者は、契約期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復すること。

10 設置納付金

設置者は、本学の請求により、設置納付金の税込年額を年2回（4月、10月）に分割

して支払うこととする。なお、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における消費税等相当額は変動後の税率により計算する。また、設置納付金の支払いにかかる手数料は設置者の負担とする。

11 その他

(1) 自動販売機の利用者及び利用時間等

ア 学生

学生数	1,476 人（令和 6 年 5 月 1 日現在）
学生の定期休業	▪ 日曜日及び土曜日 ▪ 国民の祝日に関する法律に定める休日（授業日と定める日は除く） ▪ 春季休業 4 月 1 日～4 月 10 日（但し、2 月中旬より授業はない。） ▪ 夏季休業 8 月 1 日～9 月 30 日 ▪ 冬季休業 12 月 23 日～翌年 1 月 10 日

イ 教職員

教職員数	169 人（令和 6 年 5 月 1 日現在）
教職員の執務時間	▪ 月曜日～金曜日（祝日、夏季一斉休業（8/13～8/15）、年末年始（12/29～1/3）を除く。） ▪ 始業 8 時 30 分～終業 17 時 15 分 または 始業 9 時 15 分～終業 18 時 00 分

※上記のほか、関係業者や一般の方が来校する。

(2) 過去 4 年度分の販売実績

【A1 南棟 1 階 自由創造工房西】

年度	販売数（本）	売上高（税込・円）	備考
2020	2,741	302,430	コロナ禍の入構制限あり。
2021	4,127	458,320	
2022	5,802	658,420	
2023	5,738	680,860	

【A2 東棟1階 作品倉庫東】

年度	販売数（本）	売上高（税込・円）	備考
2020	3,090	343,720	コロナ禍の入構制限あり。
2021	4,510	504,770	
2022	5,019	568,950	
2023	4,359	519,340	

【A3 北棟1階 学生ホール】

年度	販売数（本）	売上高（税込・円）	備考
2020	1,949	215,330	コロナ禍の入構制限あり。
2021	2,197	245,780	
2022	2,743	313,230	
2023	3,296	392,170	

別紙 自動販売機配置図

(1 階)

